

2月定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月19日（月）午前10時～10時20分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 3階 軽運動室
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一
職務代理 上田 直樹
委員 内山 信行、江本 政彦、河崎 貫一郎、縄田 加奈江、
正司 浩幸、磯部 恵子、村田 信男、河村 守浩、
関谷 利彦、原野 英雄、富永 茂巳、野村 文雄、
阿部 利男、岡田 保子、壹岐 浩二、大草 知子
・・・（18人）

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 付議事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
- 議案第3号 非農地証明について
- 議案第4号 事業計画変更承認について
- 議案第5号 許可取消申請について
- 議案第6号 農用地利用集積計画（案）の審査について

第3 報告事項

- 報告第1号 公共事業の施行に伴う農地転用通知書について
- 報告第2号 農地法第18条の規定による賃貸借契約の解約通知について
- 報告第3号 農地等の利用状況報告書（一般法人用）について

6. 事務局 河村局長、石川局長補佐、高瀬係長

議 長： 定刻となりましたので、2月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は18人です。
本日の議事は、議案第1号から第6号までの付議事項28件及び報告事項3件
です。

議 長： 本日の委員18人中18人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。小野地区の富永委員、中立
委員の大草委員をお願いします。
なお、書記については事務局職員に対応させます。
ただ今の事務局報告に質疑等はありませんか。

（質問、意見なし）

議 長： それでは、これより議事に入ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局： はじめに、議案書1ページの二俣瀬地区の議案67番ですが、営農計画を見直すことから取下げとなっています。したがって、議案書は3ページの小野地区の議案68番から説明します。

本件について事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長： 小野地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 小野地区よろしいですか。

野村委員： はい。問題ありません。

議 長： 採決に入ります。小野地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので68番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は5ページの楠地区の議案69番について説明します。訂正表にありますとおり、位置図に訂正があります。

本件について事前質問はありませんでした。また、申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長： 楠地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 楠地区よろしいですか。

阿部委員： はい。

議 長： 採決に入ります。楠地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、69番は許可します。

次に、議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は7ページの旧市地区の議案157番について説明します。なお、158番は申請書類が整わなかったことから取下げとなっています。

157番について事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 旧市地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 旧市地区よろしいですか。

内山委員： はい。

議 長： 採決に入ります。旧市地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、157番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は11ページの厚南地区の議案159番について説明します。
本件について事前質問はありませんでした。また、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 厚南地区の1件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 厚南地区よろしいですか。

河崎委員： はい。

議 長： 採決に入ります。厚南地区の1件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、159番は、許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は13ページから46ページまでの西岐波地区の議案160番から176番までの17件です。
17件について事前質問はありませんでした。また、いずれも立地及び一般基準の許可要件は、すべて満たしています。なお、169番については、関連して議案第4号事業計画変更の12番が併せて提出されています。

議 長： 西岐波地区の17件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 西岐波地区よろしいですか。

村田委員： はい。

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の17件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、160番から176番までは許可します。
次に、議案第3号非農地証明申請について、一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は47ページから55ページの議案75番から78番までの4件です。訂正表にありますとおり、53ページの議案78番の位置図に訂正があります。いずれの議案も事前質問はありませんでした。申請地の現況は議案書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。
次に、議案第4号事業計画変更申請について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は57ページの議案12番について説明します。
本件について事前質問はありませんでした。先に説明しました議案第2号転用許可申請の169番に関連して、自己用住宅等を目的に許可を受けたものの、実現しないまま当初計画者が亡くなり放置されていたところ、譲受人から太陽光発電設備設置について申し出があり事業計画を変更することから、所要の手続きを行うものです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： それでは採決に入ります。本件について承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、本件について承認することとします。
次に、議案第5号許可取消申請について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は59ページの議案4番について説明します。
本件について事前質問はありませんでした。太陽光発電設備設置を目的に許可を受けたものの、隣接する住宅用地に破損のおそれがあることから、許可取消申請書が提出されたものです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

縄田委員： 許可取消の理由で「住宅用地に破損のおそれがある」という事ですが、許可の時点では分からなかったのでしょうか。

事務局： こちらは10月に許可した案件で、許可の要件は満たしていたものの、実際に工事に入った段階で隣接住宅の壁が斜めになっていることが判明し、工事継続は困難と判断され取消申請が出たものです。

縄田委員： 分かりました。

議長 長： それでは採決に入ります。本件について承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

 (全員挙手)

議長 長： 全員賛成ですので、4番は承認します。
 次に、議案第6号、農用地利用集積計画(案)の審査について、上程します。
 事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は61ページから68ページまでです。
 本件について事前質問はありませんでした。農業経営基盤強化促進法に基づく農地の貸借による利用権の設定の審査です。内容は議案書に記載のとおりです。

議長 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

 (質問意見なし)

議長 長： 採決の前に該当地区ごとに取りまとめたいと思います。
 厚東、二俣瀬、小野、船木、万倉の委員さん、よろしいでしょうか。

 (各地区委員異議なし)

議長 長： 分かりました。それでは採決します。
 本件について原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

 (全員挙手)

議長 長： 全員賛成ですので、議案第6号は原案どおり決定します。
 付議事項は終わりました。次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は3件あります。順に説明いたします。
 報告第1号、議案書は69ページです。宇部市下水道整備課からの、東岐波地区に所在する農地について公共事業の施行に伴う付近住民の臨時駐車場のため一時転用する旨の通知です。

 次に報告第2号、議案書は70ページから73ページまでです。小野地区の農地の賃貸借の「合意による解約」の通知があった旨の報告です。

 最後に報告第3号、議案書は74ページです。市内に事業所を有する一般法人から農地法に基づき直近会計年度の事業の報告があり、その写しです。

議長 長： ただ今の報告事案について質問等はよろしいですか。
 これは報告事項であり了解いただきたいと思います。事務局から連絡等はありませんか。

 (事務局から次回日程等について連絡)

議長 長： 日程案について、御意見はありますか。

(意見なし)

議 長： すべての議事が終わりました。
これを持ちまして、2月定例総会を閉会します。

(終了時間 10:20)